

# 太宰府市情報公開条例の 改善の方向性に関する提言（建議） （資料編）

資料1 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員 名簿

資料2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 審議経過

資料2-① 第1回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料2-② 第2回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料2-③ 第3回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料3 条文比較資料

資料4 情報公開請求の処理状況

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会

## 資料 1

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員 名簿

令和 5 年 6 月 14 日現在

【会長】	熊谷 善昭	学識経験のある者	弁護士
【会長代理】	百田 繁俊	学識経験のある者	行政実務経験者
【委員】	宮内 紀子	学識経験のある者	法学者
	三輪 貴代	その他規則で定める者	自治会長
	古賀 靖子	その他規則で定める者	消費生活相談員

## 資料 2

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 審議経過

令和 5 年 5 月 12 日（金）	情報公開法制の現状と課題について
令和 5 年 5 月 26 日（金）	課題・検討事項についての対応方針策定
令和 5 年 6 月 14 日（水）	太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言（建議）（案）について

## 令和 5 年度第 1 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

- 1 開催日時 令和 5 年 4 月 12 日（金）13：30～15：30
- 2 開催場所 太宰府市役所 3F 庁議室
- 3 出席者  
（委員） 熊谷 善昭委員  
宮内 紀子委員  
百田 繁俊委員  
三輪 貴代委員  
古賀 靖子委員  
（筑紫野太宰府消防組合消防本部）  
長野次長、梶原総務課長、川原総務企画係長、神原主任  
（市事務局）  
高原総務部長、村田総務部経営企画担当理事、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事
- 4 傍聴者 0 名
- 5 議事 （4 議題(1)までは筑紫野太宰府消防組合消防本部と合同開催）
  - 1 委嘱状交付
  - 2 太宰府市長あいさつ
  - 3 委員及び事務局職員紹介
  - 4 議 題
    - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名
    - (2) 審議会の所掌について
    - (3) 審議会の運営要領について
    - (4) 情報公開法制の現状と課題
    - (5) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について
- 6 議事概要
  - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名  
会長は熊谷委員が選任され、会長代理は百田委員が指名された。

## 【筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会開催(13：45～14：10)】

- (2) 審議会の所掌について  
事務局から「資料 2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例」に沿

い、説明を行った。

(3) 審議会の運営要領について

事務局から「資料3-1 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則」、「資料3-2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会運営要領(案)」について説明を行った。質疑、意見はなく、委員全員承認により原案で決定した。

(4) 情報公開法制の現状と課題

事務局から「資料4 情報公開法制の現状と課題」に沿い、説明を行った。質疑応答を行い、審議会として対応方策を検討することとなった。対応方針案を作成し、次回、案を基に審議を行うこととなった。

(主な審議内容)

【A委員】10ページ(6) 不開示情報(非公開情報)としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報について、これまでの情報公開の事例で、もし、本市の条例にこの条文があれば判断が異なり非公開または一部公開になったであろうという事例はあるか。

【事務局】実際の情報公開請求事案ではないが、本市の下水道で薬剤が流れたという事案がある。仮に情報公開請求があった場合、はっきりとした場所は特定されなくても、被害を受けた土地は情報によっては特定され得ると思われる。そういった情報が開示されてしまうと、土地の資産価値にも影響があったり、マイナス方向に働くおそれがあるため、非常にセンシティブな問題になりうるだろうという事例がある。

【A委員】9ページ(5) 不開示情報(非公開情報)としての社会的差別につながるおそれがある情報として判断を行うことのあった事例はあるか。

【事務局】実際の事例はないが、本市も人権都市宣言を行っており、また、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を制定している自治体でもある。

【B委員】今回は個人情報保護法の改正に合わせて改正するものか。他の自治体も同じような動きをしているのか。

【事務局】本市では個人情報保護法改正に合わせて、3月議会で情報公開条例の一部改正を行っている。個人情報保護法制にも情報を開示する制度があり、その制度と情報公開制度の整合性を図る必要があり、その改正を行っている最中に「情報」の用語の使い方等、明らかに変えた方がいいのではないかということが見えてきて、条例を見直していくべきであろうという問題意識を持ったところ、この度、課題としてあげさせていただいた。本市独自の取組である。

- 【B委員】太宰府市の条例は、相対的に不開示の範囲が狭い（開示の範囲が広い）条例になっているという印象がある。
- 【事務局】実際、本市だけではなく周辺自治体との取引もある事業者について、当該事業者の情報に対する公開請求が本市にあり、事業者へ意見を求めた際、個別の契約内容の部分であったため開示について難色を示され、周辺自治体では不開示になるのではないかとの意見を伝えられたということがある。
- 【事務局】6ページ(1)のように、情報公開条例を改正せずとも、行政手続条例において解釈を詰めると対処できるものもあるかと思うが、法的に可能かどうかということに加え、市民の目線から分かりやすいか分かりにくいかということも含めてご意見をいただきたい。
- 【A委員】6ページ、20ページ春日市の情報公開条例第3条の2の各号はいずれも却下ということだが、この却下という処分自体が不服申立ての対象となるものか。なるとすれば、この却下との処分をすれば、おそらく不服申立てがなされ、かえって事務が煩雑になるのではないか。
- 【事務局】行政手続条例に基づく処分になるので、不服申立ての対象となると考える。本当に情報の公開を求めている方と、明らかな権利濫用者は見分けがつくと思うが、グレーな請求もかなりある。例として、市の事務の誤りを確認するために情報公開請求を次々行うといった場合まで、却下という判断を行ってよいものか、判断が悩ましいものもある。そのような対応について我々では答えが見えないため、ご意見をいただきたい。
- 【B委員】春日市の条例においても、「正当な理由なく」と「権利の濫用」に当たるということでかなりハードルが高いように思う。
- 【事務局】いくつか権利濫用と認められた裁判例もある。文書の破棄を阻止するための開示請求等の事例もあるが、事実認定は非常に難しいと感じている。
- 【会長】これは今日ここで結論を出すということではなく、継続的に審議をするということではどうか。
- 【事務局】この場では、今後、委員の皆様のご意見をいただけるかどうかというところで、本日の会議で、具体の条文をどう変えていくべきという結論をいただく想定しているわけではない。
- 【C委員】先ほど事務局から説明があった下水に薬剤が流されたという例だが、薬剤がどういうものかにもよるが、11ページの春日市ですが、薬剤が流れてきたら人の生命にかかわってくる情報であり、11ページ不開示にするよりは公開した方がいいような内容のような気がするが、そういうことか。
- 【事務局】中には公開すべき情報とそうでない情報が混在する可能性はある。10ページの個人に関する情報を開示するという局面において、

本市では個人が特定できれば公開する条文となっており、筑紫野市では特定できなくても誰かの権利利益を害するおそれがある場合は公開しないという建付けになっている。先ほどの条文は、いくら非開示情報であったとしても人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報であれば公開するというものである。その土地に住んでいる人からすれば開示しないでくれということになり、また、例えば下流域で農業などを営む方にとっては健康被害等が考えられるという視点で公開請求されますと得られる情報もあるかと考える。実際の請求内容によって、（一般人基準ではなく特定人基準で判断した場合）どこを開示すべきか、当てはまるかということとは違ってくる場合もあるかと思う。

【C委員】土地価格以前に自分が死ぬかもしれないと思うと情報は開示してほしいと思われ、（べき論として）公開・非公開いずれの意見も出てきそうである。

【B委員】10ページの筑紫野市の条文には、ただし次に掲げる情報を除くとあるため、やはりその情報について開示しなければ人の生命に影響を与えると、公にすることが必要であるという、そちらの方が優先されるという条文の作りであるのかなと思う。

【事務局】本市では第10条において号レベルでのバッティングもあろうかと思えます。個人に関する情報は原則公開しないこととなるが、3号事業を営む個人の情報との関係で、どこまでを個人に関する情報と判断するか、我々としてもどうしていくべきか悩ましい場合もある。

【会長】本審議会としてこれらの課題・検討事項に対し、何らかの知見を提供できるのではないかと考える。本審議会として対応方を検討することとしたいと思うが、よろしいか。承認の方は挙手願う。

<全員挙手>

【会長】審議会では対応案を検討することとする。百田委員、宮内委員で専門的な観点から対応方針案を次回までに検討していただきたい。次回それを基に多角的な観点から審議を進めたいと考えている。三輪委員、古賀委員には特に市民目線の観点からご意見・ご指摘をいただきたいが、いかがか。

【委員】はい。

【会長】事務局が提示している事項以外にもお気づきの点があればご指摘をいただきたい。

(5) 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

事務局から「資料5 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について」に沿い、説明を行った。次回、事

事務局案を提示し、諮問を行う。

(主な審議内容)

【A委員】近隣市の状況はどうか。

【事務局】特定個人情報ほどの自治体も法に沿って運用を行っているため、安全管理措置の規定は定めているようである。個人情報の安全管理措置については確認していない。

【B委員】2ページにある安全管理措置の具体的措置は、3ページであるセキュリティポリシーの規定で全体として規定はされているということか。

【事務局】包括的に規定している。他方、個人情報保護法においては、個人情報の漏えい等があった場合は個人情報保護委員会に報告しなければならないとされており、個人情報保護法専用の特別ルールがいくつかあるが、そのような規定まではセキュリティポリシーには書かれていないという状況である。

【B委員】アクセス制限等についても規定があるのであれば、個人情報保護に特化したものをまた更に作るということについて、それはどうかというところがよくわからない。個人情報保護委員会の話などは規定が必要かと思ったが、情報管理全体としてやっているとするときにさらに特化したものが必要なのかなというところはある。

【事務局】そのあたりも含めてどうしていくべきか詰めていく。

【B委員】マイナンバーは厳格に管理しているか。

【事務局】職員ごとのアクセス制御等もおこなっている。

【会長】次回安全管理措置規定案を諮問されるということによいか。

【事務局】はい。

【D委員】マイナンバーの情報が漏れたので一時停止することと国から指示があったが、漏えいと関係ない自治体が停止する必要があるのかという議論があったというような新聞記事を見たが、太宰府市は自分のところは漏れていないけど、他で漏れたらどうするかとかは検討しているか。規定はあるかか。

【事務局】本市において漏えい等事故があったということであれば、拡大しないような処置を行い、また関係機関への迅速な連絡等によりその対応を行うが、他市の事故に対しての対応規定はない。

【B委員】その自治体だけの問題ではなく、全国の問題になりそうなものだとなると、それは国の方から対応方針が出るのかなと思う。

【事務局】その通りである。

【会長】今回は具体的な内容の諮問があるとのことなので、またその時にご意見をいただければと思う。

## 令和 5 年度第 2 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

1 開催日時 令和 5 年 5 月 26 日（金）15：00～16：30

2 開催場所 太宰府市役所 3 F 庁議室

3 出席者

（委員） 熊谷 善昭会長  
宮内 紀子委員  
百田 繁俊委員  
三輪 貴代委員  
古賀 靖子委員

（市事務局）

高原総務部長、村田総務部経営企画担当理事、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事

4 傍聴者 2 名

5 議事

1 議 題

- (1) 情報公開法制の現状と課題について
- (2) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

6 議事概要

(1) 情報公開法制の現状と課題について

前回、市の課題について審議会として対応方策を検討することとなり、まず、行政実務経験者の百田委員、法学者の宮内委員で、専門的な観点から対応方針案の検討を行うこととした。今回、両委員からその対応方針案の説明があり、方針案を基に委員間での審議及び内容の確認を行ない、今後、審議会から条例改正に向けた建議を行うことで全員承認。次回、建議案についての審議を行うこととなった。

(主な審議内容)

対応方針案について宮内委員が説明を行い、百田委員が補足説明を行った。項目ごとに方向性の確認を行った。

【宮内委員】資料の構成について説明する。前回の会議資料として、文書情報課が作成した資料をベースにして、それぞれの項目をどのように進めていくべきかを朱書きしている。

前回、会長から百田委員と私の目から見て、前回資料に掲載されてい



ない事項であっても、気づきの点があれば指摘をしてほしいとの要請があったことを踏まえ、「3. 規定内容の差異」及び「4. その他の課題・検討事項」の末尾に、百田委員と私の気づきとして、新たな項目を追記している。それ以外の黒字部分については、前回の事務局資料と同内容である

まずは「1. 用語の誤用」について、(1) から (4) まで共通する点として、用語の誤用については、見直すべきであると規定している。具体的には、(1) については、2 ページの上部に「用語を見直す方向で検討を進めるべきである」としている。

(1) (2) (4) については、純粹に用語を置き換えることで是正することができるため、表現としては、共通して「用語を見直す方向で検討を進めるべきである」と記載した。

他方、(3) については、「受理」という用語を他の用語に単純に置き換えるだけでは対応できないと思われるため、表現が少し違っているが、見直す方向で検討すべきであるという点では共通している。

今回の資料では、どのような用語を用いるべきかといったことにまでは立ち入っていないが、今回皆様の同意が得られた場合は、望ましい用語について言及することもありうると考えているが、現時点では資料にあるような記載にとどめている。

【百田委員】 補足説明はない。

【会長】 この項目で意見はないか。

【委員】 (意見なし)

【会長】 この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】 (了承)

【宮内委員】 次に「2. 規定を設けていない事項」について、(1) から順に説明する。

6 ページ上部の「(1) 正当な理由なく請求書の補正に応じない場合の処理」についてであるが、前回は議論があったように、太宰府市行政手続条例に基づき却下することが現行条例でも可能だと考えられるが、少し専門的であり、分かりやすさという意味では欠ける面がある。

入念規定とは新しい内容を作るものではなく、あくまでも既にある内容を明確にするための規定であり確認規定である。(1) については入念規定として規定を設ける必要性があるのではないかと考えのもと、このように記載している。

「(2) 請求に対する決定等の期限の特例」についてであるが、太宰府市では近年、請求件数が急増しているとのことであった。そうした背景を踏まえると、これまで一度に大量請求を受けた実績はないとのことであるが、事案が発生してからでは手遅れ感が否めないため、規定の新設を検討する妥当性はあるだろうと考え、8 ページのような記載とした。

「(3) 指定管理者の情報公開」であるが、規定を設けていない近隣自治体はないとのことだが、規定内容は一様ではなかった。内容については更なる議論が必要であると考え、規定を設けること自体の必要性はあると考え、9ページのような表現とした。

「(4) 開示(公開)を受ける者の申出期間」であるが、太宰府市においても、請求者が来庁されずに対応に苦慮した事例があったとのことであった。規定を新設することで、適正な運用が見込まれることから、10ページのような表現とした。

「(5) 不開示情報(非公開情報)としての社会的差別につながるおそれがある情報」であるが、本件は、法制的な判断というより、太宰府市の人権政策の観点からまず検討していく事項ではないかと考えている。その上で、太宰府市が規定の新設を検討するのであれば、法制的な観点として、非公開情報となる範囲が過度に広範とならないように留意する必要があると考えている。文言によっては、対象となる範囲があいまいになりはしないかといった点を懸念している。

「(6) 不開示情報(非公開情報)としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報」についてであるが、特定の個人を識別できなくても、個人の権利利益を害する場合は現実に想定されると考えている。具体例をあげれば、例えば、学校の反省文などについて、名前部分は識別情報として非公開になるが、その他の部分も個人の人格と密接に関係する情報については、本人の同意なく第三者に流通させることは適切ではないと考える。

このような情報は非公開として当事者の権利利益を保護する必要性があると認められることから、11ページのような記載とした。

「(7) 不開示情報(非公開情報)としての個人に関する情報、法人等に関する情報又は国等から公にしないとの条件で提供された情報であっても不開示情報(非公開情報)から除外する情報」についてであるが、個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護と比較衡量した場合、後者が優越する場合は想定される。

このように後者が優越する場合は個人に関する情報などであっても公にした方が公益に資すると考えられるため、15ページのように記載している。なお、他市条例や情報公開法の規定には、比較を意味する「より」との文言は含まれていないが、含まれていなくとも比較衡量して優越した場合という意味として解釈されることになる。

【百田委員】 補足説明はない。

【会長】 この項目で意見はないか。

【委員】 (意見なし)

【会長】 この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】 (了承)

【宮内委員】 次に「3. 規定内容の差異」について、(1) から順に説明す

る。

15 ページ中頃の「(1) 太宰府市土地開発公社」についてであるが、前回は議論があったように、土地開発公社は市の管財担当が兼務している面やその業務に着目すれば、出資法人ではなく実施機関として位置付ける意義があると考えられることから、16 ページのような記載としている。

「(2) 非公開情報（不開示情報）となる度合い」についてであるが、例えば、法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報について、太宰府市の現行条例では「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められる」情報であれば、非公開となるが、明らかに害するとは認められないが害するおそれがある情報は公開されることになる。

仮にこのような情報が公開されるとなれば、法人等や事業を営む個人は害を被ることになると考えられるが、法人等や事業を営む個人を保護する規定は設けられていない。この点、個人に関する情報は、保護と公開のバランスが取れていると考えられるが、法人等や事業を営む個人についてはバランスを逸していると考えられる。

このように情報公開の観点から意義がある規定であったとしても、事業者保護といった観点からは是正が望まれる面もあることから、18 ページでは見直しを検討する必要性が認められると記載した。

「(3) 非公開情報（不開示情報）の文言」についてであるが、見直しの是非を判断するにあたり、まずは各文言の意味する内容を精査し、改正の必要性自体を検討していく必要があると考えている。

したがって、見直しの是非には触れず、まずは意味を精査することが必要との考えから、19 ページ下部のような表現としている。

「(4) 出資法人の情報公開」についてであるが、太宰府市を含め、近隣自治体も出資法人の情報公開に関する規定を設けているが、その内容は一様ではなく、どのような規定が望ましいのかといった原点に立ち返って検討する意義があると考え、20 ページのような表現とした。

「その他の気づき」として、「審査請求に関する手続き」を私の指摘として挙げさせていただいた。情報公開請求に対し、非公開決定がなされる場合もあり、そのような場合は審査請求を行うことができる。太宰府市の現行条例では、審査請求を受理して諮問までの期間を14日以内と、諮問から答申までの期間を60日以内と、答申から採決までの期間を14日以内とそれぞれ定めており、これらに関する延長規定は設けられていない。案件によっては十分な審議期間が確保できないのではないかと懸念されることから、この点を追記した。

【百田委員】最後の審査請求の期間の件について、情報公開条例ができた平成9年から当時は異議申立てであったが、それらの件数はいずれも1年に1件あるか無いかの程度で推移していた。近年の状況では、市

の広報で発表されている件数をみると令和4年度が5件、令和3年度10件、令和2年度8件、令和元年度2件といった状況である。条例ができた当初については異議申立て、審査請求に関して、いたずらに期間を延長させないためにも抑止的な効果として期間を設定しているということについて、意義はあったと考えるが、情報公開制度、不服申立制度が浸透し、状況もかなり変化しているようであるので、その変化に応じた見直しの検討が必要ではないかと考えるところである。

【会長】この項目で意見はないか。

【A委員】「(2) 非公開情報（不開示情報）となる度合い」について、「明らかに害すると認められる」ということが証明できなかった場合はどうなるか。それで企業の業績が悪化したとか、企業が成り立たなくなったとか、その影響を与えたということでその企業側が再審、審査請求をしたなどの事例があるか。

【事務局】行政機関は、情報公開請求があった時に、開示文書の中に第10条各号のいずれの号に該当する情報があるかを考え非開示決定を行い、その決定に対して不服がある方が審査請求を行うため、開示決定の時点ではまだその情報自体は開示されていない。審査請求の裁決に対してさらに不服ということであれば裁判という流れとなる。裁判所が市の行った判断が適切かどうかを判断する。実際に情報は開示されていない状態で議論がされる形である。裁判の結果、実際に情報が開示となった場合、どの程度影響があるかということは、想定議論となってくる。ではそういった時に裁判所がどう事実認定をするかであるが、ここで「明らかに」に当たるかどうかを市が証明していくこととなると思っている。ただ、明らかに認められるということがどのようなレベル感の事実を示せば該当するのかというのは非常に難しい。敗訴した時に初めて情報が世に出るため、その時になって初めて、（開示による）実際の影響が見えてくる。

【A委員】裁判の判定の根拠となるときに、ここが「明らかに」ではなく、「おそれがある」ということになれば（開示の範囲が）緩くなるということになるということか。

【事務局】おっしゃるとおりである。

【B委員】「明らかにに害する」という場合でなければ公開しないといけないということで、公開の範囲が広がる、それがはたして適切かどうかということである。

【百田委員】「明らかに」という言葉を取ると、非公開の範囲が広がるということになるので、公開の原則からしてどうかという議論もあろうかと思う。請求者側の権利を考えたときに、何人もできる、しかも請求の目的は問われないということが原則であるので、例えばある事業者が競合する事業者の情報が市に存在するということ予想してその情報の公開を請求するということも考えられる。そういった場合でも市は情報公開

請求を拒むことはできない。あくまで非公開か公開かの判断によって出すか出さないかを決定することとなる。請求者側の権利は十分に保障されているが、一方公開請求の対象となった情報の関係者の保護という面も必要と考える。そのバランスをとる意味もあるかと思う。情報公開の対象となる情報というのは市が取得又は作成し、そして組織的に保有しているものとある。作成は市自身が作ったもので、それに対しては特別な保護は必要ないかと思うが、取得については他者が作ったものを市がもらっている、あるいは持っている情報である。それについては保有に至った経緯がおのずと異なっているため、請求対象に対する対応について、一定の区別があることも妥当ではないかと思う。

【事務局】市と業者が契約する場合、基本的に「秘密保持契約」を結んでおり、業者の情報については公開しないと一般的に記載している。契約であるので当事者間（市と事業者間）の約束である。本市の問題意識としては、いくらそこで秘密にするとしていた条項であっても、情報公開条例上、何人も公開できることになっており、非公開情報に当たらない場合は開示しなければならないこととなっていることである。仮に契約において秘密保持を結んでいた事項であったとしても、そのことをもって情報公開条例で公開しないことにはならない。例えば秘密保持をしたことも「明らかに害する」と認められないけれども「害するおそれがある」情報であれば公開しなければならないというのが現行条例上かかっている開示義務となっていると認識している。業者側にとっても市と秘密保持契約を結ぶということは、当然に市は情報を出さないという前提と考えているかと思うが、条例上の建付けからいうと、そうであっても開示しなければならない場面が出てくる。仮にこういったものを開示すると、事業者との間では契約違反となるため損害賠償請求につながる可能性はあるのだろうと考えている。こういう場合、市の対応として果たしてプラスになるのだろうかと思う。情報公開という切り口から見ると公開する範囲を広げるという意味で、プラスになる面もあろうかと思うが、（開示したことに対する）事業者からの訴えにより損害賠償を払うということであるとか、太宰府市はどんどん情報を出すというふうに思われてしまうと、事業者から情報提供すらされなくなってしまふ、事業者からも契約されなくなってしまふのではないかというおそれを抱いている。

【B委員】契約自体はそれぞれの事業者とそれぞれ結ぶものであるので、契約次第だと思う。単純に秘密保持契約を結んでいる、そういう条項が入っているというものであれば、公開した時に秘密保持義務違反として損害賠償請求を受ける可能性はあると思う。であれば、現在こういう条例になっているので、こういう条例であることを前提とした秘密保持契約の内容にするということは考えられる。基本的には秘密は守るんだけど条例によって公開しなければならない場合には例外であるとい

うことで損害賠償請求のリスクはある程度回避できるのではと思う。今の話のうち、太宰府市は公開の範囲が広くて、業者にとっては秘密にしたいことはあると思うが、そういう事項でも太宰府市では公開されてしまうかもしれないという点は、業者側にとって、契約をするかどうかということについての負担やハードルとなる可能性があると思う。

【A委員】事業者と事業者の契約もあるが、事業者と消費者との契約もあると思う。そういう契約の場合も事業者が持っている情報として市が取得した場合は情報公開の対象となると思うが、その場合も消費者の方が公開しない契約を結んでいた場合にも、情報公開制度にのっとなって、個人の情報が侵害されていないかという観点で（開示非開示の）判断がされるということか。

【事務局】ご指摘のとおりである。補助金事務を行う際に市民の方と事業者の方が契約を結んだ文書等を補助金申請の書類として提出いただくことがあるため、契約当事者に市が入っていない情報であっても市が情報を保有し、それが開示請求の対象となれば、委員のおっしゃった事例が発生する場合がある。

【会長】いろいろな情報がある中で、情報公開の権利も大事な権利であるし、事業者の秘密が守られるという利益も考慮しないといけないという中で現状「明らかに害する」ことだけを非公開とし、「害するおそれがある」くらいでは公開扱いとなる、というところの規律のバランスが妥当かどうかというところである。議論があった部分についてどのような規定を設けるべきかを検討していくということかと思う。この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】（了承）

【宮内委員】最後に、「4. その他の課題・検討事項」について、（1）から順に説明する。

20 ページ中頃の「（1）公開等決定（開示決定等）までの期間」についてであるが、近年、請求件数が急増するといった状況の変化がある一方で、決定までの期間は見直されてこなかった。制度を実態に合わせていくこと自体の必要性が認められる一方で、公開等決定までの期間がいたずらに長くなることは避ける必要があると考えられる。

このような問題意識から、期限と延長期限をセットで検討すべきと考え、21 ページのように記載している。

「（2）同一内容を繰り返し請求する者等への対応」についてであるが、一定の要件を定めた上で却下することは妥当だと考える。他方、却下として処理する事案は最小限に抑える必要があることから、実際の規定を検討するにあたっては、そのような点を留意する必要があると考えている。

また、場合によっては、過去に請求があった資料のみを非公開として、一部公開するといった出口も考えられるのではないかとの問題意

識から、21、22 ページのような表現とした。

「(3) 公開請求(開示請求)に係る手数料」についてであるが、法律論で考えれば、地方自治法に利益原則の下で手数料を定めることとしていることから、開示請求に係る手数料や開示の実施に係る手数料を求める妥当性は認められる。他方で、手数料を取らないことで、これまで説明してきた他の項目のような具体の不具合が生じているということではなく、また、多くの自治体が太宰府市と同様の対応をしていることに鑑みれば、検討の優先順位は必ずしも高くはないとも考えられる。

他方、近年の物価高騰など様々な状況変化が生じており、手数料を聖域とせず、常日頃から問題意識をもっておくことは必要だと考えられることから、23 ページのような表現とした。

最後に「その他の気づき」として「裁量的開示」を百田委員が指摘された。仮に非公開情報であったとしても、裁量的に開示できるとの規定を設けている自治体がある。一般的に、情報公開法制では、一部の非公開情報を除く、その他の情報について公開義務を課している。すなわち、必ずしも、非公開情報については、公開が禁止されているわけではないと考えられる。

裁量的に非公開情報を開示することが公益上必要な場合も想定されることから、この点を指摘させていただいた。

【百田委員】裁量的開示は、仮に非公開とされている情報であっても、公益上特に必要があれば開示することができるということで、公開の幅が広がるものである。太宰府市の条例でいえば第10条が公開の義務というところとなるため、各号に該当しないということになれば原則公開である。裁量的な非公開となれば原則が覆るため認められないものであるが、第10条各号は公開しないことができるという考えなのか、公開してはならないという考えか。公開してはならないとなれば公開してはいけないこととなるのであるが、文言上いずれとも明確な規定にはなっていない。つまり、場合によっては公開する余地があるのかどうかは現行規定からは不明瞭であるということから、このような他市の例に倣った裁量的開示という判断を一つ設けておく考え方もあるのではないかということである。実際、この条項を使って一旦非公開としたものを最終的に公開とするというような事例はそうそうあろうとは思えないのであるが、あくまでそういったことができる根拠規定を一応設けておいて、必要な時に対応ができる状態にしておくというような意味になるかと思う。他市の例では「公益上特に必要があると認めるとき」という文言を入れている場合があり、「特に必要が」ということでかなり縛りがあり、そうそうこの条項が持ち出されることはないだろうと考える。さらにただし書きにおいて、前条第1項第8号、「法令の規定により公にすることができないとされている情

報を除く」とあり、条例というのはあくまで法令の範囲内であるということを示している規定となっている。その他の市の規定にも表現は異なるが裁量的開示の規定はある。そこにもやはり法令の規定を除くという規定があり、国の情報公開法にも開示義務が課されていないものであっても、公益上特に必要があると認めるときは開示することができるという制度がある。これについては行政の最終的な判断があり、太宰府市としてこのような規定を設ける必要があるかないかという議論はあると思うので、条文として設けるかどうかは市としての判断であるが、このような規定を設ける可能性もあるのではないかという意味合いから項目として上げさせてもらった。

【B委員】裁量的開示においては、議論となる情報は、公開できない、公開してはあつた利益が失われるというようなものを含む情報なのだろうと思う。それを上回る（公開の）必要があるときに例外的に開示しようとする趣旨と思うが、具体的な事例はあるか。例えば今の条例では不開示情報のため公開しなかったが、その事案について本当は公開できればしたかつた、公開した方が適切だつたと思われるような具体的な事例は過去にあつたか。

【事務局】おそらく過去にはない。行政の立場として、もしそういったものが念頭にあるのであれば本来非開示情報に明確に記すべきであろうと思う。そうすることによって請求者が予見可能性をもって開示されるかどうかをはつきりさせるべきと思う。他方、現行条例は完璧な条例になっているかということ必ずしもなっていない。本来開示すべきものであるが非開示と規定されているものが絶対ないかということそうは言えない。そういったものがあつた場合にこの規定を使って極めて例外的な事例と思うが開示するという必要性はあると考える。あくまで理念的な議論である。

【会長】最後の裁量的開示以外の項目は記載のとおり、検討の方向性について、了承ということによろしいか。裁量的開示についてはこういうことも考えられるという記載にとどまっている。これについては定めるのが適切かどうかを引き続き検討するということでの記載となっている。そこも含めた上で資料に記載の通りの方針ということによろしいか。

【委員】（了承）

【会長】この度百田委員、宮内委員が取りまとめた対応方針案と、本日の皆様の意見を集約し、本審議会から市への条例改正に向けた建議を行いたいと思うが、皆様それでよろしいか。承認の方は挙手をお願いする。

< 全員挙手 >

【会長】この対応方針案と本日のご意見を基に審議会からの建議案を作成することに決定する。建議案については百田委員、宮内委員と事務局



で準備いただき、場合によっては、次回開催の前に皆様に照会することもあるかもしれない。次回は、建議案についてのご審議をいただきたいと思う。

(2) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

前回の審議会において、情報セキュリティポリシーのほかに安全管理措置規定を定めることについての質問があったことについての回答として、事務局から、資料「個人情報保護法の安全管理措置規程の必要性について」に沿い、説明を行った。合わせてこの後に行う安全管理措置指針の内容説明において、情報セキュリティポリシーの内容も合わせて説明を行うため、情報管理、情報セキュリティの関係上、会議の非公開の要請を行い、審議会は以降の会議の非公開を決定した。

事務局は資料 2-1 「個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について（諮問）」の「太宰府市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(案)」の内容について、資料 2-2、2-3 の説明含めて説明を行い、審議会に諮問を行った。次回、答申についての審議を行う。

(主な審議内容)

【会長】今回、この議題の審議に当たり、取り扱う内容については、情報管理、情報セキュリティの関係上、公表していない情報についても審議内容に含まれるとのことである。太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第 4 条の規定により、この議題を非公開としたいと思うが、それでよろしいか。承認の方は挙手をお願いする。

<全員挙手>

【会長】以降の審議について、審議会条例施行規則第 4 条の規定により非公開とする。また、運営要領第 4 条の規定により傍聴はできない。同じく第 6 条、第 7 条の議事概要、議事資料についても公表できる部分を除き非公表とする。

【事務局】この度審議会に諮問する内容は「太宰府市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）」における措置（規定）の内容についてである。

「個人情報保護法」の安全管理措置と、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に規定する安全管理措置も合わせて規定する。

資料 2-2 は前回説明した特定個人情報の保護方針である。マイナンバーの行政利用が始まった時期の平成 28 年に作成したものである。この度の個人情報保護法の改正を機に、諮問の指針で番号法の措置も合わせて、より具体的な内容で規定をする。

資料 2-3 は個人情報保護法と番号法の根拠法令等の表であり、今回指針を作成するに当たり、主に「総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」、「(福岡県) 知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を参考にした。

資料 2-1 は条の順に内容の確認を行った。

- 【B 委員】 保護管理者の役割が多岐にわたる。各課の課長となっている。5 ページのアクセス制御や 6 ページの第 26 条、第 27 条をみると外部からの不正アクセスの措置を講じるなど、イメージする各課の課長には大変な義務が課せられているのではないかと思う。7 ページの第 38 条の入退室管理だが、電算室を管理する保護管理者という意味かとは思いますが、その役割がはっきりしていない。義務、権限がある保護管理者の（役割の）幅が広く適切なかどうかをお聞きしたい。
- 【事務局】 保護管理者は各課の課長であるが、一部すべての課において対応しないであろうものも含まれている。指針の第 5 章と第 6 章はシステムで取り扱う個人情報に特化した章であり、この部分の保護管理者はシステムを管理する課長が該当するものである。例えば住民情報システムは市民課や多くの課が使用するが、管理するのは文書情報課である。また、電算室の管理については文書情報課が担当するのでその部分については文書情報課長と読み替えるようになる。
- 【B 委員】 日々のアクセスの記録をつけるというのは各課でしたらいいが、第 26 条、第 27 条のように不正アクセスを防止するための措置を各課の課長が行うのは無理ではないかと思う。例えば詳細なマニュアルがあってそのとおりするようになっている等のような運用があるのか。
- 【事務局】 この条項の中には文書情報課長しか当てはまらないものもあれば、各課の課長が当てはまる場所もあるし、この規定の表現だけだと各課がやらなければいけないことか情報部門がやらなければいけないものかが混在している感じはある。このあたり、職員に話していくときには説明をしていかなければならないと思う。運用の際にはわかりやすく周知していく。
- 【B 委員】 規定としてはこれが一般的な感じであるのか。
- 【事務局】 総務省の規程を参考にしているのであるが、情報担当は一部であり、各課がすべての条の対応を行っているかということやはり該当する部分だけとなってくると思う。
- 【B 委員】 例えば漏えい事故が起こり、その措置が不十分であった場合に、誰が（管理等を）しないといけなかったのかとなった時に、保護管理者の責任にもなりかねない。
- 【事務局】 この場合、システム管理者なので文書情報課長かということ、紙で持っている情報の場合であると原課であるという場合もある。状況から紐づかないと責任は判断できないということになる。

【B委員】各課に一人置くところがあるので、その課で起こった漏えい事故はやはりその課に保護管理者が必要ということと思う。運用面で周知など、問題がないように実施していくという前提で行うということをお願いする。

【C委員】指針の題名だが、「太宰府市の機関の保有する」ではないか。

【事務局】今回個人情報保護法に基づいて指針を作っており、保護法が適用されるのは市の機関、地方公共団体（議会を除く）という言葉で用いられており、条例では「市の機関」という言葉と使っているので、事務局側の漏れである。修正を行う。

【会長】今回の諮問の内容について、皆様の意見も踏まえて次回、答申についての審議を行う。

## 令和 5 年度第 3 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 14 日（水）13：30～14：30
- 2 開催場所 太宰府市役所 4 F 大会議室
- 3 出席者  
（委員） 熊谷 善昭会長  
宮内 紀子委員  
百田 繁俊委員  
三輪 貴代委員  
古賀 靖子委員  
（市事務局）  
高原総務部長、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事
- 4 傍聴者 0 名
- 5 議事
  - 1 議 題
    - (1) 太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言（建議）案について
    - (2) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について
- 6 議事概要
  - (1) 太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言（建議）案について  
前回、市の抱える情報公開法制の課題と検討事項について、それぞれの事項ごとに対応方策、方針について審議した。今回、その方針に基づいた改善の方向性を提言としてまとめた建議案について、その内容、表現等の審議、確認を行った。修正は主に字句修正であったため、修正は会長一任とし、建議案について全員承認で決定した。速やかに太宰府市長に提出すること、執行部は提言を十分に尊重した上で条例案の作成を行うよう要請ことを確認した。  
  
(主な審議内容)
    1. 建議案について、宮内委員が説明を行った。  
【宮内委員】建議案は、前回の会議で示した資料すべての論点について、審議会として承認となった方向性に沿って肉付けをしたものである。  
「1. はじめに」から順に説明する。この節は、本建議書の策定に至った経緯をまとめたものである。

1 段落目では、現行条例の制定から書き起こし、条例の目的規定において、知る権利を尊重していること、開かれた市政の一層の推進に寄与する旨が規定されていることに言及したうえで、取組が定着していることも明記した。

2 段落目では、行政情報管理において、情報公開制度と個人情報保護制度は両輪を担うものであるが、個人情報保護法制は、制度の在り方が議論されてきたのに対し、本市の情報公開制度は、取り巻く状況にかなり変化が生じているにもかかわらず制度の検証はなされてこなかった旨に言及している。

3 段落目では、以上のような経緯に鑑み、本審議会として、これまでの情報公開法制に係る課題・検討事項を精査した上で、規定を充実・適正化することにより、目的の実現に向けて更に歩を進めていくとともに、持続可能で安定的な運用がなされるものとして、改善の方向性について建議をするとの記述で、「はじめに」を締めくくっている。

続いて、「2. 本市の情報公開制度の特徴について」について説明する。本節は、近隣自治体の条例や全国的なトレンドと比較しながら、現行条例の特徴を示すものである。

掲載の順は、(1)、(2)で総論的なところ、(3)以降は規定順に整理している。対応する規定がない項目については、関連度合いの高い条文の順番としている。内容については、既に議論してきた内容と、数値に関するものが中心なので、割愛させていただく。

続いて「3. 直ちに改正を検討すべき事項とその方向性」について説明する。本節は、審議会における調査・審議、市のこれまでの調査研究の結果を踏まえ、直ちに既存規定の改正や新設すべき必要があると考えるものをまとめている。

各論点においては「規定を新設又は改正する方向で検討すべきである。」との記述をもうけており、それぞれ具体的な改善の方向性を示している。改善の方向性については、これまでの議論や、近隣自治体の実情を踏まえながら新たに示した部分もある。

続いて、「4. 引き続き検討すべき事項」について説明する。本節では、「公益上の理由による裁量的開示」、「手数料」など、直ちに既存規定の改正や規定の新設を検討すべきとまではいえないものの、引き続き検討していく必要があるものとする条項とその概要についてまとめている。

続いて、「5. おわりに」について説明する。本節では、情報公開の意義や本提言案策定に当たったの考えを述べた上で、今後の方向性や審議会の更なる活動について記載している。

前半では情報公開の意義やこれまでの経緯について言及したうえで、本建議書を作成・提出するに至った流れを記載し、中ごろでは、本建議書による改正が行われる意義について論じた上で、情報公開を通じて目

指すべき方向性を示している。最後に、審議会としても更なる活動を行って行く旨を表明し、結びとしている。

建議案は、事前に配布し、お目通しをいただいているかと思うので、具体の説明は極力割愛させていただいた。

続いて、「資料編」については事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料編の説明をする。資料1は審議会の委員名簿、資料2は審議会の審議経過、会議概要である。会議概要の2回目以降は今後確認をいただき資料とする。資料3は各市条文の比較資料である。左上に論点①とあるが、これが建議案の論点①に関する資料となるように構成している。論点②③までであるが、建議案の論点⑧と論点⑨については各市の比較という内容ではないため資料はない。資料4は情報公開請求の処理状況として平成9年から令和4年からの件数のまとめである。

2. 建議案の項目ごとに、その内容、表現等の審議、確認を行った。事務局の方でも最終確認を行うこととし、てにをは程度の修正内容であれば事務局で訂正を行い、委員に最終確認を行う流れとすることを確認した。

「1. はじめに」

2 ページ、第2段落目の最後から2行目、「関わらず」について、「かかわらず」（平仮名）に修正を行う。

「2. 本市の情報公開制度の特徴について」

4 ページの「(4) 利用者（情報公開請求者）の責務」の3行目、「請求時」の後に「に」を入れ、「請求時における」に修正を行う。

「3. 直ちに改正を検討すべき事項とその方向性」

15 ページ「(13) 全条項共通」の「論点⑩：用語の標準化」の第2段落目の4行目、「基本的な整理が適確に」について、「基本的な整理を適確に」に修正を行う。

資料編の資料3「条文比較資料」17 ページ「論点⑪：指定管理者の情報公開」について、筑紫野市（第41条の2）と那珂川市（第18条）の条文の記載漏れについて記載を行う。

資料編の資料4「情報公開請求の処理状況」について、年度の欄に区切りの線を入れた修正を行う。

「4. 引き続き検討すべき事項」

16 ページ、第1段落目の3行目、「その概要」の後に「に」を入れ「その概要に」に修正を行う。

同じく第2段落目の1行目、「なお、規定を新設すべき事項については、」について、ここでは引き続き検討すべき事項についてを記載している箇所であるが、新設すべきだというような誤解を与えかねない表現のため、「なお、規定の新設に関する事項については、」に修正を行う。また、「関連度合い」の後に「が」を入れ、「高い規定」の後ろに「の箇所」を入れ、「関連度合いが高い規定の箇所に記載している。」に修正を行う。

「5. おわりに」

(なし)

3. その他の意見は下記のとおりであった。

【A委員】資料4について、件数が出ているが、一般的に（情報公開請求を）したことがない市民からするとわからないので、内容についての説明を願う。市の情報がどこまで管理されていて、どこまで請求できるのか。請求の理由は、市政が知りたいというのが一つと、自分の個人情報に関する情報がどのように市で把握しているのかを知りたいという2点があると思うが、市はどこまで公開できるのか。

【事務局】個人に関する情報については、保有個人情報の開示請求により、自己の情報の開示請求という、情報公開とは別の制度で申出ができることとなっている。情報公開の方は、（職員が作成した）起案文書や、前回の会議の中であったような市が他から収集した文書など、市が保有している情報に関しては情報公開制度により、申出があったものに対応している。請求時に請求者がどういう情報が欲しいのかを聞き取り、より適確に必要な情報を開示することができるようにといった調整は行っている。それは情報公開制度なので、この表の件数に入っている。

【A委員】個人的なものであったら、それは個人情報の制度の方に振り分けをしているということか。情報公開は市政のことで、市の契約であったり、建築するとかであったり、そのようなことに関してはこの制度で行うということか。

【事務局】その通りである。

【B委員】資料4の存否応答拒否の件数について、平成17年度までは線引きしてあって、それ以降は数字が入っている。これは条文が新たにできたことによる。それ以前は存否応答拒否の条文がなかったということは条例上追うことができるが、もし、ここに注意書きが可能であれば、その違いは何かということが説明できると思う。

【事務局】注意書きを入れることとする。

4. 建議案の承認については、下記のとおりであった。

【会長】只今修正を中心に意見が出た点については、原案を修正するという前提で建議することとしたいと思う。主に字句修正であったので、修正については私の方に一任いただいて、その他細かな点については、事務局の方で再度確認をお願いする。その上で、この建議案について承認の方は挙手をお願いする。

<全員挙手>

【会長】この建議案について承認とする。この建議については、今後の条例

改正につながる特に重要性が高いものであると考えるため、速やかに太宰府市長へ提出する。それから、その後になるが、執行部に置いては本提言を十分に尊重したうえで、条例案の作成をお願いします。

(2) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

前回の審議会において指摘があった部分を修正した指針案の説明と、保護管理者の役割についての説明を事務局から行った。保護管理者については役割を本人に対し明確にすることとし、保有個人情報の廃棄の確認方法や、委託時の基準についての質疑があった。修正箇所については反映した上で補正後の指針案については全員承認された。引き続き答申案についての審議を行い、原案のとおり全員承認で決定した。

(主な審議内容)

1. 資料について、事務局が説明を行った。

【事務局】資料は「保護管理者 役割まとめ」と「太宰府市の機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）」の二つである。修正箇所は題名の部分、太宰府市の「機関の」を追加したこと、目次の章の後に「条」を追加したこと、その他は段の調整等の体裁部分の修正である。

それから、前回の中で保護管理者の役割についてのご意見から、「保護管理者 役割まとめ」で役割の整理を行った。

主に、5章6章については情報システムを管理する部署が安全管理に努めるに当たり基準とするべき事項が記された章となっている。庁内のシステムは全庁的に使用するシステムもあれば、各部署で独自に導入しているシステムもある。例えば市民課、税務課、保育児童課、介護保険課等、主に市役所1階の市民窓口を行っている部署は、住民情報の管理を行っている住民情報システムを横断的に使用している。一方、施設予約システムや、健康管理システムなど、専門的に処理が必要な場合は各課単位でシステムを導入しているという場合もある。概ね全庁的横断的に職員が使用するシステムについては文書情報課で管理を行っている。各課が単独で導入しているものについてはその導入部署がシステム管理を行っている。そういったシステムの導入、管理を行っている部署が守るべき基準が5章、6章となっている。その他の章は全課が守るべきものとなっている。

今回は補正後のお手元の指針についてご審議いただき、承認をいただきたい。

なお、前回の審議会は情報セキュリティポリシーの内容に触れる説明があったため、情報管理、情報セキュリティの観点から事務局より非公開のお願いをしていたが、今回はセキュリティポリシーの内容について事務局からの説明はないため会議は公開のままをお願いしたい。



今後の質問等でセキュリティポリシーの内容についての説明が必要になる場面が生じた際は、会議の非公開をお願いすることもあるかと思う。

## 2. 文書の体裁についての意見は、下記のとおりであった。

1 ページの目次部分、第 10 章の後に「附則」というタイトルを追記する修正を行う。

2 ページ第 4 条第 7 項第 4 号部分、一文字分のずれについて、正しい位置に修正を行う。

4 ページ第 14 条第 2 項の 2 行目以降の書き出し部分、半角のずれについて、正しい位置に修正を行う。

## 3. その他の意見は下記のとおりであった。

【C 委員】保護管理者の中でも、実際には人によって適用がある条項と適用がない条項があるということであったが、それ自体は指針からは読み取れない。資料のような違いがあるという点を反映しなくていいのかという話であるが、おそらくそれを逐一、定義を分けて規定していくのはかなり大変であるし、これもまた流動的な面もあると思う。この条項は必ずこの役職が当てはまるというふうに明確に区別できるものでもないのかなという気がする一方で、例えば自分が保護管理者になった時に、どれが適用されるのかというのが、適用を受ける側には明らかにしておくべきだと思う。指針に反映することはしなくていいとしても、あなたは保護管理者のこれに当てはまるのできちんとやってもらわないと困りますよということ（適用される）本人にはきちんと説明しておく必要がある。

【事務局】セキュリティポリシーにも同じように役割を定めている。年度初めには人事異動もありその際に周知をしていく。

【C 委員】仮に漏えいがあった時に、その管理において不備があり、誰かしらに落ち度があった時に、今回の指針やセキュリティポリシーのこの条項に違反するんだと、したがって懲戒処分の対象になる、ということにつながる話だと思うので、その説明はきちんとしておく必要がある。

【A 委員】4 ページの廃棄の部分、第 14 条第 2 項についてだが、廃棄を委託した場合の確認の部分であるが、確認に職員が立ち会えば間違いないと思うが、「又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取る」という部分、書類を受け取るだけでは不安な部分がある。書類を受け取ってなお現物を確認するくらいの慎重さが必要ではないか。また、物理的に廃棄したものと書類とを照合しなくてよいのか。その後の条文に「確認するものとする。」とあるので、そこで包括されるのかもしれないが、その前の記述が具体的であるので書類を受け取った後、現物と照合ということを付記してはどうか。

【事務局】廃棄については書類であれば溶解してもらったりということをしているのであるが、システムやサーバなどになると、家庭用のパソコンを処

- 理するというのとは違い、専用の場所で復元できない処理をしたりすることも含まれてくるため、こういう書き方にしている。
- 【A委員】パソコンを壊してもらった場合、書類で証明してもらおうということか。
- 【事務局】パソコンであれば立ち会っている。立ち会えない場合は証明書を出してもらっている。証明書と物理破壊の状況を写真にして提出させたりしている。また、証明書を出してもらえそうな事業者を選定している。
- 【C委員】可能な限り立ち会いや現物確認をするというのが原則としつつも、専門業者の専門的な場所で、あまり外部の人が入れないような場所で廃棄したりという場合もあるのかと思う。すべてを立ち会うというのはなかなか難しいと思う。そういう中で一番肝要なところは条文の最後のところで、「委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。」と、この確認の方法については（委託先に）裁量がある程度あるのは仕方がないことかと思う。ではどういう業者に委託するのか、業者の選定基準というのは別途あるのか。要するに間違いがない業者に委託するにはしているということによろしいか。そのあたりをどうやって担保しているのか。
- 【事務局】ISOを取得されていたり、これまでの官公庁の実績などを確認して選定をしている。
- 【C委員】そこが担当者ごとのその場での判断ではなく、きちんとした組織としての選定基準、例えばISOを取得しているとか他の行政の実績が何年、何件程度あるとか、いろいろあると思うが、そういったところできちんとした業者を選定するということが実質的には重要かと思う。委員のご指摘もあったが、指針としてはこの程度の規定とならざるを得ないというところによろしいか。9ページの第41条は保有個人情報の取扱いに係る業務の委託の規定となると思うが、これは廃棄業者も関係すると思う。この条項を基に選定をし、監督しているということによろしいか。
- 【事務局】この条は保有個人情報を取り扱う業務を委託するという場合を想定していた。例えば、申請書の受付を行い、入力するなどの業務である。廃棄事業者の場合は実際に個人情報を取り扱う業務を行うわけではなく、個人情報の（含まれる）媒体を廃棄するということが適用となるか確認する。
- 【A委員】廃棄の場合は、個人情報が入っていないか、廃棄されたか、を確認してもらおうということが大切である。
- 【D委員】情報が入っている媒体を持つわけであるから、想定されているものとは違うかもしれないが、その瞬間にデータが入っていたものを持つ、保有というのに入り得るのではないか。
- 【C委員】第三者提供の話になると思うが、当てはまりそうである。
- 【D委員】逆にそうしてもらわないと困ることも出てくるのではないか。
- 【C委員】実際は廃棄の契約時に第41条に規定しているような事項の明記を

しているのかどうか。記載はしているのだろうと思うが、明確に意識していないということであると抜けているかもしれない。個人情報の取扱いに係る業務の中には廃棄も入り得るのではないかと思う。実質的には厳しい基準でやっていかないといけないと思う。

【事務局】 今後は第 41 条の規定に準拠した形で適確な事務処理を行うように努めていく。

#### 4. 指針案の承認、答申案の承認については、下記のとおりであった。

【会長】 形式的な修正については反映いただくということで、この「太宰府市の機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）」について承認としたいと思うが、皆様それでよろしいか。

【委員】（全員承認）

【会長】 指針案について承認とする。この件については諮問を受けていたので、答申について確認する。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 只今お手元にお配りしたのは、答申案である。この度指針を承認いただいたので、それを答申書としたもので、文案について、ご審議いただければと思う。

【会長】 それでは、答申案についてご意見を伺う。この文案でよろしいか。

【委員】（頷く）

【会長】 それでは答申案を原案の通りで答申としてよろしいか。承認の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

【会長】 この答申案について承認とする。

## 条文比較資料

## 論点①：「実施機関」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに <u>春日市土地開発公社</u> をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>土地開発公社</u> 、公営企業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び <u>筑紫野市土地開発公社</u> をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに <u>福岡県住宅供給公社</u> 、 <u>福岡県道路公社</u> 及び <u>福岡北九州高速道路公社</u> (以下「福岡県住宅供給公社等」という。)をいう。	(1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構及び <u>福岡市住宅供給公社</u> をいう。

福岡市土地開発公社は閉鎖（2021.7.30）

論点②：「公営企業管理者」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、土地開発公社、 <u>公営企業管理者の権限を行う市長</u> 及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長( <u>公営企業管理者の権限を行う市長を含む。</u> )、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び筑紫野市土地開発公社をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び議会をいう。	第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、 <u>公営企業の管理者</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社(以下「福岡県住宅供給公社等」という。)をいう。	(1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社をいう。

論点③：「情報」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(2) <b>情報</b> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) <b>行政文書</b> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	(2) <b>公文書</b> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下第15条第2項及び第17条第2項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) <b>公文書</b> 実施機関の職員（筑紫野市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。	(1) <b>公文書</b> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	2 この条例において「 <b>公文書</b> 」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十六条第二項において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) <b>公文書</b> 実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

論点④：「公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(3) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（フィルムを除く。）の写しを交付すること等をいう。				(3) 公文書の開示 公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しの交付その他規則で定める方法により認識を可能にすることをいう。		
(公開の請求の手続) 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求) 第3条 2 前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(請求方法) 第6条 公文書の開示を請求しようとするものは、当該公文書を管理する実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(公開請求の手続) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

論点⑤：「請求者が補正に応じない場合の対応」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(公開の請求の手続) 第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求) 第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 2 前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。	(請求方法) 第6条 公文書の開示を請求しようとするものは、当該公文書を管理する実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。	(公開請求の手続) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。
2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	5 実施機関は、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、春日市行政手続条例(平成8年条例第19号)第7条の規定により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるほか、次に掲げる場合で開示請求に係る行政文書の開示の可否の決定(以下「開示可否決定」という。)に支障があると認めるときは、行政文書の特定に必要な事項について確認し、又は相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるものとする。	2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
	(1) 開示請求に係る行政文書の範囲が客観的に判断できないため、当該行政文書の識別ができない場合					
	(2) 開示請求に係る行政文書の範囲が著しく広範な場合					
	(3) その他開示請求に係る行政文書の特定が困難であると認められる場合					
	6 実施機関は、前項の規定により開示請求書の補正を求める場合は、開示請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。					
	<u>第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。</u>					
	<u>(1) 前条第5項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定ができない場合</u>	<u>3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。</u>				



論点⑥：「反覆する公開請求への対応」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(開示請求の却下)</p> <p>第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。</p> <p>(2) 開示可否決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の開示請求を何度も繰り返すこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合</p>					

論点⑦：「受理」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して14日(第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。)以内に開示請求の却下又は開示可否決定(以下「開示決定等」という。)をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、請求のあつた日から15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、その補正が終了した日から15日以内とする。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第十二条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十五日以内に行なければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して7日以内に行なければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

論点⑧：「公開等決定までの期限」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して<b>14日以内</b>に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して<b>14日</b>(第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。)<b>以内</b>に開示請求の却下又は開示可否決定(以下「開示決定等」という。)をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して<b>14日以内</b>に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して<b>14日以内</b>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、請求のあつた日から<b>15日以内</b>に、当該請求に係る公文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、その補正が終了した日から15日以内とする。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第十二条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から<b>十五日以内</b>にしなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して<b>7日以内</b>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、<b>同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<b>同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<b>同項に規定する期間を開示請求があつた日から起算して30日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<b>同項に規定する期間を開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、<b>同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<b>同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<b>公開請求があつた日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。</b>この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する期間の計算に当たっては、福岡市の休日(平成2年福岡市条例第52号)第1条第1項に規定する本市の休日は、算入しないものとする。</p>

論点⑨：「期限の特例」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 3 実施機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、開示請求があつた日の翌日から起算して30日(第1項に規定する補正に要した日数は算入しないものとする。)以内にすべての開示可否決定をすることにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示可否決定をし、残りの行政文書については相当の期間を定めて順次開示可否決定をすることができる。</u></p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>		<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第十三条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日から三十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、前条第2項に規定する期間内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
	(1) <u>開示請求に係る行政文書が大量である場合</u>	(1) 本条を適用する旨及びその理由	(1) 本条を適用する旨及びその理由		一 本条を適用する旨及びその理由	(1) 本条を適用する旨及びその理由
	(2) <u>災害その他のやむを得ない事由がある場合</u>	(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限	(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限		二 残りの公文書について開示決定等をする期限	(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

論点⑩：「開示（公開）を受ける者の申出期間」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の実施) 第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該情報の公開を行わなければならない。</p>	<p>(開示の実施) 第9条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p>	<p>(開示の実施) 第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示を実施しなければならない。</p>	<p>(開示の実施) 第17条 公文書の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う。</p>	<p>(開示の実施) 第8条 実施機関は、第7条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を行わなければならない。</p>	<p>(開示の実施及び方法) 第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに公文書の開示の実施をしなければならない。</p>	<p>(公開の実施) 第17条 公文書の公開は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う。</p>
		<p><u>4 開示の決定に基づき公文書の開示を受ける者は、第11条第1項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>				

論点⑩：「非識別情報の公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(情報の公開義務)</p> <p>第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(開示しないことができる公文書)</p> <p>第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p>
<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

論点⑫：「公益上の義務的開示」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(情報の公開義務) 第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。	(行政文書の開示義務) 第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(開示しないことができる公文書) 第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。	(公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
	ウ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	ウ <u>人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</u>	ロ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>

論点⑬：「非公開とする程度的基準」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(情報の公開義務) 第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。	(行政文書の開示義務) 第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(開示しないことができる公文書) 第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。	(公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を <b>明らかに害すると認められるもの</b> 。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 <b>正当な利益を害するおそれ</b> があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 <b>正当な利益を害するおそれ</b> があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに筑紫野市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 <b>正当な利益を害するおそれ</b> があるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を <b>明らかに害すると認められるもの</b> 。ただし、次に掲げる情報を除く。	二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 <b>正当な利益を害するおそれ</b> があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報				ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報		ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 <b>正当な利益を害するおそれ</b> があるもの
イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報				イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民等の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報		イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの				ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められるもの		



論点⑭：「差別につながるおそれがあるセンシティブ情報」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	第4条 (6) 公にすることにより、 <u>社会的差別につながるおそれがあると認められる情報</u>		第7条 (8) 公にすることにより、 <u>社会的差別につながるおそれがある情報</u>			

論点⑤：「審査請求に係る審理期間」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(審査請求に関する手続)</p> <p>第13条 公開請求者は、公開等決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第12条 この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対し不服がある者は、実施機関に対して審査請求をすることができる。</p>		<p>(審査請求)</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第19条 開示請求者は、第7条第1項の決定、第7条の2第2項の開示の決定又は開示請求に係る不作為について不服があるときは、処分庁である当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。ただし、審査請求は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。</p>		<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第20条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>当該審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、福岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。</u></p>
<p>4 実施機関は、第1項又は前項の規定による審査請求があったときは、<u>当該審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に</u>、当該審査請求について<u>太宰府市情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)に行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の<u>弁明書を添えて諮問しなければならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p>	<p>(諮問)</p> <p>第13条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定は、前条の審査請求(市長に対するものを除く。)について準用する。この場合において、同項中「審理員意見書の提出を受けたときは」とあるのは、「審査請求があったときは」と読み替えるものとする。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会(第21条に規定する審査会をいう。)に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第21条 前条の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、筑紫野市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査請求に対する判決)</p> <p>第20条 実施機関は、前条の審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適当であるときを除き、遅滞なく、那珂川市情報公開審査会に諮問するとともに、その旨を当該審査請求人に通知しなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第二十条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する福岡市情報公開審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、<u>当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する判決をしなければならない。</u></p>
<p>6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その<u>諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。</u></p>						
<p>7 実施機関は、前項の答申を尊重し、<u>その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、審査請求について判決をし、</u>その理由を付して審査請求人に通知しなければならない。</p>				<p>3 実施機関は、前項の判決を行ったときは、当該審査請求人に対し、遅滞なく、その理由を付記した書面をもって通知しなければならない。</p>		

論点⑩：「出資法人の情報公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第19条 <u>市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</u></p>		<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第30条 <u>市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資法人等」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第41条 <u>市が出資している法人（筑紫野市土地開発公社を除く。）、市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、その経営状況等に関する情報その他のその保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報の開示)</p> <p>第15条 <u>市が出資し、又は財政上の援助をしている法人その他の団体（一部事務組合及び広域連合を除く。以下「出資法人等」という。）の財務に関する情報は、地方公共団体の予算の執行の適正を期するため、長の調査権等を定めた地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条の規定の趣旨にのっとり、開示するものとする。</u></p>	<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第三十七条 <u>県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、県との関係の緊密度、その性格及び業務内容を勘案して実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の公開に努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第39条 <u>市が出資している法人(地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社を除く。)、市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。))は、その経営状況等に関する情報その他のその保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>
		<p>2 <u>実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人等に対し、その保有する情報の公開を推進するために必要な助言又は指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の保有する情報を積極的に収集するよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 前項において、「出資法人等」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している公益法人、株式会社及び有限会社並びに市が補助金、助成金、交付金、負担金等を交付している法人その他の団体をいう。</p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人に対し、その保有する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。</u></p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人等に対し、その保有する情報の公開を推進するために必要な助言、指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の保有する文書を積極的に収集するよう努めるものとする。</u></p>
			<p>3 <u>実施機関は、出資法人等に関する情報について開示請求があった場合において、当該開示請求に係る情報を保有していないときは、地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり当該出資法人等に対し、当該情報を提出するよう求めることができる。</u></p>	<p>3 何人も、出資法人等の財務に関する情報について、市長に対し、その開示を請求することができる。</p>		<p>3 <u>実施機関は、出資法人等に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる。</u></p>
			<p>4 出資法人等は、前項の規定により情報の提供を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。</p>	<p>4 市長は、前項の開示請求があった場合において、実施機関が当該請求に係る情報を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該情報の提出を求めなければならない。</p>		<p>4 実施機関及び出資法人等は、前項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項について定める協定を締結するよう努めるものとする。</p>
			<p>5 実施機関及び市が100パーセント出資している法人（筑紫野市土地開発公社を除く。以下同じ。）は、前項の規定による情報の提出及び当該公文書の開示決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める情報の範囲その他必要な事項について定める協定を締結するよう努めるものとする。</p>	<p>5 出資法人等は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。</p>		
				<p>6 出資法人等の情報の開示の範囲、開示の手続及び審査請求等については、前各項の規定のほか、この条例の規定を準用する。</p>		

論点⑰：「指定管理者の情報公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第20条 市の公の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該公の施設の管理に関する情報の公開について、この条例に定める市の施策に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第30条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、その保有する文書であって自らが管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。</p>	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第41条の2 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の開示を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(指定管理者が管理する施設の情報公開)</p> <p>第18条 実施機関は、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する公の施設に関する文書等(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下同じ。)について、開示の請求があった場合は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、当該文書等を開示するものとする。</p>	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第三十七条の二 県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。</p>	
	<p>2 市は、公の施設の管理に関し指定管理者が保有する情報の公開が推進されるよう指導、助言、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧又は写しの交付の申出があったときは、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に関する情報の開示が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、前項の文書等であって実施機関が保有していないものの開示の申込みがあった場合においては、当該指定管理者に対し、当該文書等を開示のため実施機関に提出するよう求めるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。</p>	
	<p>3 指定管理者の公の施設の管理に関する文書で市が保有していないものについて、この条例に基づく開示請求があったときは、市は、当該指定管理者に対し、規則で定めるところにより当該管理に関する文書の提出を求めるものとする。</p>	<p>3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の開示及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の情報であって当該実施機関が保有していないものについて、開示請求があったときは、指定管理者に対し、その情報を提供するよう求めるものとする。</p>	<p>3 指定管理者は、前項の規定により文書等の提出を求められたときは、直ちに、これに応じなければならない。</p>		

論点⑩：「公益上の理由による裁量的開示」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(裁量的開示)</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。ただし、当該不開示情報が前条第1項第8号に掲げるものである場合を除く。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。ただし、第7条第1号に該当する情報を除く。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>		<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第十条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第七条第一項第七号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第6号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p>

論点②：「手数料」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p><b>(費用負担)</b>                      第21条 情報の公開の請求又は申出をして、情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>(費用負担)</b>                      第11条 この条例の規定に基づき行政文書の写し(電磁的記録を電磁的媒体に複写したものを含む。)の交付を受ける者は、規則で定めるところにより当該写しの交付に係る費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>(費用負担)</b>                      第17条 この条例に基づく公文書の開示については、手数料を徴収しない。                      2 第15条第2項の規定により写しの交付(電磁的記録について規則で定める方法を含む。)を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>(費用負担)</b>                      第18条 前条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、筑紫野市手数料条例(平成12年筑紫野市条例第18号)に定める費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>(費用負担)</b>                      第28条 公文書の開示は、無料とする。ただし、公文書及び第24条第2項に規定する意見書又は資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。                      2 前項の費用負担の額については、那珂川市手数料条例(昭和46年条例第5号)の定めるところによるものとする。</p>	<p><b>(費用負担)</b>                      第十七条 この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>(費用の負担)</b>                      第18条 前条第1項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

## 資料 4

## 情報公開請求の処理状況

&lt;単位：件&gt;

	請求 件数	処理状況						審査 請求 ・ 異議 申立 (※1)	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開			取り 下げ		
				うち 10条各 号該当	うち 不存在	うち 存否応 答拒否 (※2)			
令和4年度	459	154	137	14	139	1	14	5	市長178 教委266 企業1 議会11 監査3
令和3年度	169	47	93	9	20	0	0	10	市長53 教委112 議会1 監査3
令和2年度	243	87	87	4	65	0	0	8	市長104 教委126 企業3 議会3 選管2 農業2 監査2 固定1
令和元年度	132	39	47	5	34	0	7	2	市長68 教委53 企業5 議会1 選管1 農業4
平成30年度	77	28	21	2	23	0	3	2	市長50 教委18 企業3 議会6
平成29年度	85	46	23	5	2	0	9	1	市長54 教委24 企業1 議会6
平成28年度	70	37	16	1	16	0	0	0	市長50 教委6 選管2 監査3 企業3 議会6
平成27年度	65	22	38	1	4	0	0	1	市長43 教委13 企業6 議会3
平成26年度	34	22	3	4	5	0	0	2	市長23 教委10 企業1
平成25年度	43	30	11	0	2	0	0	0	市長28 教委13 企業1 議会1
平成24年度	17	13	3	0	1	0	0	0	市長13 教委2 企業1 議会1
平成23年度	16	13	3	0	0	0	0	0	市長15 教委 1
平成22年度	31	21	3	0	7	0	0	0	市長20 教委9 選管1 企業1
平成21年度	14	13	1	0	0	0	0	0	市長12 教委2
平成20年度	16	10	4	1	1	0	0	0	市長14 教委2
平成19年度	22	17	1	0	3	1	0	0	市長13 教委4 選管2 議会3
平成18年度	18	14	2	0	2	0	0	0	市長8 教委6 選管1 企業1 議会2
平成17年度	28	23	0	2	3	-	0	1	市長20 教委6 企業2
平成16年度	21	14	0	1	6	-	0	0	市長17 教委2 企業1 議会1
平成15年度	6	3	3	0	0	-	0	0	市長5 教委2 議会1
平成14年度	16	12	3	0	1	-	0	0	市長11 教委6 企業2 議会2
平成13年度	4	2	2	0	0	-	0	0	市長4
平成12年度	8	3	3	2	0	-	0	2	市長8
平成11年度	8	4	3	1	0	-	0	0	市長7 企業1
平成10年度	4	0	3	1	0	-	0	0	市長3 教委1
平成9年度	1	0	1	0	0	-	0	0	教委1

※1 行政不服申立制度の変更に伴い、平成27年度までは異議申立件数を、平成28年度以降は審査請求件数を記載。

※2 情報の存否（条例第8条）は平成18年に規定されたため、以降の件数を記載。